



島根県報

令和元年8月16日（金）

第 30 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
島根県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則による採捕の数量の公表	（水 産 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	3

【公 告】

令和元年度消防設備士講習の実施	（消 防 総 務 課）	4
令和元年度秋期島根県狩猟免許試験の実施	（森 林 整 備 課）	5
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	7
都市計画事業変更の認可	（下 水 道 推 進 課）	7

【特定調達公告】

島根県水産練習船倉庫の賃貸借に係る一般競争入札の実施	（学 校 企 画 課）	8
----------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年 8 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

出雲市湖陵町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

原 一誠 出雲市湖陵町差海1706－1

石飛 憲治 出雲市湖陵町板津585－1

大野 定利 出雲市湖陵町常楽寺577

竹下 茂 出雲市湖陵町三部287

妹尾 泰久 出雲市湖陵町二部19

三原 貴信 出雲市湖陵町大池999－4

監事

桑原 裕志 出雲市湖陵町板津696

今若 隆 出雲市湖陵町二部1774－1

2 就任年月日

平成31年 4 月 23 日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

原 一誠 出雲市湖陵町差海1706－1

林 善一 出雲市湖陵町三部1219

山根 敏博 出雲市湖陵町常楽寺165－1

妹尾 泰久 出雲市湖陵町二部19

三原 貴信 出雲市湖陵町大池999－4

石飛 誠次 出雲市湖陵町板津76

監事

桑原 裕志 出雲市湖陵町板津696

今若 明 出雲市湖陵町二部1551

島根県告示第188号

島根県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年島根県規則第84号）第4条の規定により、その他の漁業に係る小型魚の採捕の数量が、県計画で定める小型魚に係るその他の漁業の採捕の種類別の数量を超えているので告示する。

令和元年 8 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第189号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和元年8月16日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

益田駅前ビルEAG A 島根県益田市駅前町1番30

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

益田市市長 山本 浩章 島根県益田市常盤町1番1号

石見交通株式会社 取締役社長 小河 英樹 島根県益田市幸町2番63号

有限会社亀地 代表取締役 亀地 憲二 島根県益田市西平原町1636番地2

片山 政祐 島根県益田市中島町口199番地2

亀地 憲二 島根県益田市駅前町17番1-1002号

郷原 良祐 島根県益田市元町16番9号

島田 満博 島根県益田市駅前町15番22号

タクミ商事株式会社 代表取締役社長 棕 忠治郎 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

(3) 変更した事項**ア 大規模小売店舗を設置する者の住所**

(変更前) 有限会社亀地 代表取締役 亀地 憲二 島根県益田市駅前町17番13号

亀地 憲二 島根県益田市多田町203番地37

(変更後) 有限会社亀地 代表取締役 亀地 憲二 島根県益田市西平原町1636番地2

亀地 憲二 島根県益田市駅前町17番1-1002号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

株式会社愛スポーツ 代表取締役 川上 修 島根県松江市東津田町1736-1

その他未定

(変更後) ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本 忠久 東京都千代田区外神田二丁目2番15号

株式会社愛スポーツ 代表取締役 友則 秀一 島根県松江市東津田町1736-1

その他未定

(4) 変更の年月日

(3)ア：平成18年11月1日（有限会社亀地）

平成18年10月18日（亀地 憲二）

(3)イ：平成31年3月1日（ウエルシア薬局株式会社入店）

平成28年5月16日（株式会社愛スポーツの代表者変更）

2 届出年月日

令和元年8月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、令和元年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和元年 8 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

2 講習年月日及び場所

講習区分	免状の区分	講習年月日	場 所
消火設備	第1類の甲種	令和元年9月25日	松江市
	〃 乙種		
	第2類の甲種		
	〃 乙種		
	第3類の甲種		
警報設備	〃 乙種	令和元年10月2日	浜田市
	第7類の乙種		
	第5類の甲種	令和元年10月23日	出雲市
〃 乙種			
第6類の乙種			

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分

- (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 4 時間

※ 講習終了後効果測定を行う。

4 受講申請手続

- (1) 受講申請書の請求先

(一社) 島根県消防設備協会、島根県防災部消防総務課及び隠岐支庁並びに各消防本部

- (2) 受講手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

- (3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

令和元年 8 月 19 日から同年 9 月 6 日まで (郵送の場合は、9 月 6 日の消印有効)

イ 提出先

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル「(一社) 島根県消防設備協会」(郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。)

5 問合せ先

〒690-0888

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル 2 F

(一社) 島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305又は0852-33-7255

F A X 0852-33-7291

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号。以下「法」という。) 第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 (平成14年環境省令第28号) 第51条第1項の規定により、令和元年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和元年 8 月 16 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護及び管理に関する知識	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
9月28日（土）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
10月5日（土）	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) わな猟免許	2,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	3,900円
2 1以外の者	(1) わな猟免許	3,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室
(電話0852-22-5160)

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課にすること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について安来市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年8月16日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量

数値撮影（デジタル）

写真地図画像作成

2 作業期間

令和元年8月2日から令和2年3月31日まで

3 作業地域

安来市一円

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（令和元年中国地方整備局告示第29号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

令和元年8月16日

島根県知事 丸山達也

1 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道事業

宍道湖東部流域下水道

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

松江市東津田町 松江県土整備事務所

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年8月16日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
島根県水産練習船倉庫の賃貸借 一式
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和2年3月1日（日）から令和7年2月28日（金）まで
- (4) 貸借物件設置期限
令和2年2月21日（金）
- (5) 貸借物件撤去期限
令和7年3月31日（月）
- (6) 設置場所
島根県隠岐郡隠岐の島町東郷吉津1 島根県立隠岐水産高等学校運動場敷地内
- (7) 入札方法
借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品類」小分類「(9)その他」に登録されている者

であること。

- (5) 本公告に示した貸借物件の設置及び撤去が履行期限までに十分に可能な者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎1階

島根県教育庁学校企画課

電話 0852-22-6490

FAX 0852-28-4080

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

令和元年8月16日（金）から同年9月13日（金）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、押印の上、FAXで3(1)の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 令和元年9月26日（木）午前11時まで

（郵便による入札にあつては、令和元年9月26日（木）午前10時必着）

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎3階 会議室

（郵便による入札にあつては、3(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和元年9月26日（木）午前11時から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県分庁舎3階 会議室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号又は第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に令和元年9月13日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（学校企画課）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied : A Warehouse of Shimane Prefectural Fishery Training Boat 1 set

(2) Period of Lease : From March 1, 2020 To February 28, 2025

(3) Desired Date of Completion : February 21, 2020

(4) Location of Installation : Shimane Prefectural Okisuisan Senior High School Athletic Field, 1 Togoyoshizu, Okinoshima-cho, Oki-gun, Shimane

(5) Deadline for Tender : 11 : 00 a.m. September 26, 2019

(Applications by mail must arrive at The following office by 10 : 00 a.m. September 26, 2019)

(6) Contact point for the notice : School Planning Division, Shimane Prefectural Board of Education 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-6490